

真間子ども会・真間ウエスタン規約

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規約は、真間子ども会・真間ウエスタン（以下「野球部」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 野球部は、児童の健やかな成長とスポーツ精神の向上を目的として活動を行う。

2 野球部は、児童同士、及び児童の保護者間における親睦を深めるとともに、子ども会活動に可能な範囲で参加する。

第2章 組 織

(構成)

第3条 野球部は、次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）で構成する。

(1) 市川市立真間小学校及びその近隣の小学校に就学する小学生（野球への興味があり、就学後も引き続き野球部での活動を継続する未就学児を含む。）（以下「児童」という。）で、別に定める野球部入部申込書（以下「入部申込書」という。）を代表に提出した者

(2) 前号に掲げる児童の保護者

(3) 監督及びコーチ（以下「コーチ等」という。）、その他野球部の活動に協力する者

2 コーチ等のうち、児童の保護者以外の者は、野球部活動参加登録書を代表宛に提出するものとする。

(代表)

第4条 野球部に代表1名を置く。代表は野球部を統括する。

2 代表の任期は1年とする。ただし、特段の申し出がない限り、その任期は自動的に更新するものとする。

3 代表が、任期満了でその役職を辞する場合は、当該役職の後任の者を指名しなくてはならない。

(育成会)

第5条 野球部を運営するため、真間子ども会育成会（以下「育成会」という。）を設置する。

2 育成会の会長は、野球部の代表が兼務する。

(役員会等)

第6条 育成会の中に役員会を置き、役員会は次の各号に掲げる役員で構成する。

(1) 会長 1名（第4条第1項に掲げる代表とする。）

(2) 副会長 2名（原則として4年生保護者及び5年生保護者から各1名選出する。）

(3) 監事 1名（原則として3年生保護者から選出する。）

(4) 理事 2名（2年生から6年生までのうち、副会長及び監事を除く学年から各1名選出する。）

2 前項の役員とは別に学年総務を4名置くものとし、会計、監査、渉外、保険等を担当する。ただし、その役職の分担については別に定める。

3 第1項の役員及び前項の学年総務の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第1項及び第2項の役職に欠員が生じた場合は、ただちに後任の者を選出しなくてはならない。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

5 第2項の規定とは別に、1年生を除く各学年において、総務、会計等の役職を決め、当該学年（1年生と2年生は合同）の運営に当たるものとする。この場合において、各役職の担当者は、第2項の学年総務を兼務することができる。

(解職)

第7条 野球部の代表、その他役員会の各役職にある者について、野球部の名誉を傷つける行為又は著しく不適切な行為があった場合は、総会で承認を得たうえで当該役職を解くものとする。

第3章 運 営

(野球部への加入)

第8条 野球部への加入を希望する者は、次の各号に定める規定を遵守するとともに、代表宛に入部申込書を提出する。

- (1) チームの秩序と和を守れること。
- (2) 土曜日、休日等に実施する練習、試合、地域活動等に積極的に参加できること。
- (3) 野球と学業(学校)が両立できること。

2 入部申込書には、児童及び保護者氏名、住所、電話番号、児童生年月日、メールアドレスを記入しなくてはならない。

(チーム貸与用具等)

第9条 児童及びその保護者が野球の活動をするに当たり必要となる物品のうち、第1号に掲げるものはチームで貸与する。ただし、第2号に掲げるものについては、必要に応じて個人で購入しなければならない。

- (1) バット、ボール(C球)、ヘルメット、捕手用具一式、ユニフォーム上着
- (2) グローブ、アンダーシャツ(紺又はネイビー)、野球用ソックス(白)、ストッキング(紺又はネイビー)、パンツ(白:市販練習用)、ベルト(紺又はネイビー)、スパイク(黒一色で金属金具は禁止)、帽子(入部時にチームから購入)、防寒用具(指定なし)、グラウンドコート(チーム指定)

2 前項第1号の規定にかかわらず、児童が高学年(5年生以上)に進級するとき又は高学年から入部する場合には、ユニフォーム上着(新品)を自費で購入するものとする。

3 構成員のうち、コーチ等に対しては、ユニフォーム上着を無償貸与する。

4 構成員の中で、審判に従事する者に対しては、審判用具(審判帽、刷毛、カウンター、マスク、プロテクター)を審判従事の際に、無償貸与する。

(連絡)

第10条 野球部内の連絡については、原則として電子メール及び電子掲示板への掲示により行うものとする。

(個人情報管理)

第11条 入部申込書に記載された個人情報については、野球部の活動をするに当たり、次の各号の範囲内で利用する。

- (1) 野球部に加入する保護者等におけるチーム内での連絡
- (2) 真間小学校、行政機関、野球連盟などの団体に対し、個人情報の提出を義務付けられている場合

2 野球部の構成員は、知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

(保険等)

第12条 児童は、野球等の活動をするに当たり、子ども会安全協会保険(以下「安全会保険」という。)又はスポーツ傷害保険(以下「スポーツ保険」という。)のいずれかに加入しなければならない。この場合において、希望する者は、両方の保険に加入することができる。

2 高学年児童は、必ずスポーツ保険に加入しなければならない。

3 野球部に所属するコーチ等は、安全会保険又はスポーツ保険のいずれかに加入しなければならない。ただし、個人において同等又は同等以上の保険に加入している場合は、この限りでない。

4 第1項に掲げる保険は、保護者も加入することができる。

5 前各項に掲げる各保険の保険料は各自の負担とする。ただし、各学年の監督及び外部コーチの保険料は、野球部において負担する。

6 保険の加入手続については、第5条第2項に掲げる学年総務のうち、保険業務を担当する者が一括して行う。ただし、加入者本人が自ら手続を行うことを希望する場合は、この限りでない。

(退部)

第13条 野球部は、次の各号のいずれかに該当する者を退部させる。

(1) 任意に退部を希望する者

(2) 本規約を遵守できない者

(3) 野球部の名誉を傷つけ、又は野球部の和を著しく乱した者

2 前項各号の規定は、児童だけでなく、保護者及びコーチ等にも適用する。

3 退部を希望する者は、各学年の監督に退部届（代表宛、様式任意）（以下、「退部届」という）を提出するものとする。

4 本人の意に反して野球部を退部させるときは、役員会で協議のうえ、これを行う。ただし、異議申立てがあったときは、臨時総会を開催し、本人の弁明を聞いたうえで退部の可否を決定する。

(休部)

第14条 学業その他の事由により休部を希望する者は、必要と認められる期間において休部を認める。

2 休部をする者は、各学年の監督に休部届（様式任意）（以下、「休部届」という）を提出するものとする。

ただし、休部をする者には、第12条第5項により自己で負担した安全会保険及びスポーツ保険の保険料は返還しない。

(加盟団体)

第15条 野球部は、市川市少年野球連盟（第1ブロック）に所属する。

2 野球部は、市川市子ども会育成会連絡協議会に加入する。

3 市川市少年野球連盟第1ブロックに、チームの代表として理事等を派遣する必要があるときは、高学年のコーチ又は保護者から選出する。ただし、他に適切な人員がいるときは、この限りではない。

第4章 総会

(総会)

第16条 野球部は、年に1回以上、総会を開催しなければならない。

2 総会は、代表、保護者、コーチ等（以下「会員」という。）により構成する。

3 総会は、会長が召集する。ただし、会長が事故その他の事由により総会を招集できないときは、副会長がこれを召集する。

4 総会の議長は、会員の中から会長が指名する。

(議決)

第17条 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立する。この場合において、会員の総数は、1家族1名として計算する。

2 総会を欠席する会員について、議案に対する議決権の行使を他の会員に委任した場合は、総会に出席したものとみなす。

3 前項の委任は、書面又は電子メールにて、議決権の行使を委任した者の氏名を会長又は副会長あてに通知することにより行うものとする。

(審議事項)

第18条 総会においては、次の各号に掲げる議案を審議する。

(1) 役員会の役員を選任

- (2) 会計報告及び事業報告に関すること
 - (3) 予算案及び事業計画に関すること
 - (4) その他野球部に関する重要事項
- (臨時総会)

第19条 第13条第4項によるもののほか、代表又は役員の一人在特に重要な事項について必要と認めるときは、臨時総会を開催する。

2 臨時総会の構成、招集、運営、議決等については、第16条及び第17条の規定を準用する。

第5章 会計及び監査

(会計年度)

第20条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(運営費)

第21条 野球部の運営費は、野球部費（以下「部費」という。）、助成金、寄付金等による。

2 前項の部費は、6か月につき3年生以上は12,000円、2年生以下は10,000円とし、それぞれ4月及び10月に保護者から徴収する。ただし、途中入部の場合は、月割により徴収することとし、10円未満の端数が生じた場合には切捨てるものとする。

3 新規に野球部に加入する者は、部費のほか、入部時に帽子代として実費を負担する。

4 第2項の規定にかかわらず、野球部を休部する者の部費等は次のとおりとする。

(1) 休部届を提出した翌月以降の部費を月割りにより返還することとし、10円未満の端数が生じた場合には切捨てるものとする。ただし、卒団時に記念品代として3,000円を徴収する。

(2) 休部届を提出した翌月以降、月額800円の在席費を徴収する。但し、徴収時期、徴収金額については次のとおりとする。

① 当該年度の部費徴収月以前に休部届を提出した場合、休部届を提出した翌月1日に、翌部費徴収月前月までの在席費各月800円の合計額を支払う。

② 翌部費徴収月1日に、半期分の在席費4800円を支払う。以後、同様とする。

5 野球部を退部した者の部費は、退部届を提出した翌月以降の部費を月割りにより返還することとし、10円未満の端数が生じた場合には切捨てるものとする。

(支出)

第22条 前条の運営費は、事業計画に基づき、次の各号の用途として支出する。

(1) 加入又は参加が認められた団体への登録費、大会参加費等

(2) 野球関連用具費、グラウンド代、審判用具代等

(3) コーチ等のユニフォーム代、低学年補充用ユニフォーム代、ゼッケン代等

(4) 各団体等が開催する会議参加費、各野球連盟等が開催する審判及び指導者講習会費等

(5) 野球部の運営に係る各種ミーティング、内部会議等における会場使用料。ただし、単独学年によるものは対象外とする。

(6) 飲食を伴う各団体主催の会議における会費の一部負担金

(7) 県大会に出場する場合の交通費等の一部負担金

2 前項第6号及び第7号に掲げる一部負担金の額及び割合は別に定める。

3 第1項の規定のほか、年度途中で特に必要となったもの又は急を要するものについては、副会長2名の承認があれば支出できるものとする。

(支出の時期)

第23条 前条第1項各号の経費を負担した者は、領収書と引換えに、野球部の会計担当者からその経費の交

付を受けるものとする。ただし、領収書を紛失した場合又はその入手ができない場合は、別に定める清算申請書に副会長1名の押印を受けたうえで経費の交付を受けるものとする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、前条第1項第1号に掲げる登録費、参加費等の経費を負担する者は、各団体からの通知（登録費、参加費等の金額の記載のある大会要項、要領等で、写しも可とする。）に、別に定める支出依頼書を添付して会計担当者に提出することで、その経費の資金前渡を受けることが出来るものとする。ただし、当該経費の納入後、2週間以内にその領収書を会計担当者に提出しなければならない。

（監査）

第24条 監事は、会計年度終了後30日以内に会計監査を行わなくてはならない。

- 2 代表は、監事の会計検査を経たのち、決算資料を総会において報告し、承認を得なければならない。

第6章 雑 則

（規約の改廃）

第25条 本規約を改廃するときは、総会においてその承認を得なければならない。

（協議）

第26条 本規約に定めのない事項について問題が生じたときは、代表及び該当する学年のコーチ等において協議し、解決を図るものとする。

付則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 真間子ども会会則(昭和49年4月1日制定)は廃止する。

付記

- 1 沿革 「真間子ども会会則」として、昭和49年4月1日発足
- 2 改正 昭和51年4月1日、昭和55年1月15日、平成2年2月1日、平成4年4月1日、平成7年4月16日、平成17年7月1日、平成18年6月1日、平成19年6月16日、平成21年4月11日、平成26年3月15日、平成26年12月21日、平成27年12月20日、令和6年1月25日
- 3 廃止 平成23年3月31日廃止・新規約作成